

○台風時におけるPTA活動ならびに行事実施について

- 1 PTA活動ならびに行事開始2時間前に暴風警報が発令されている場合
 - (1) PTA活動ならびに行事は中止とする。
 - (2) 警報が開始2時間前に解除された場合は、道路、橋梁の決潰、浸水等により危険が予想される地域のPTAならびに輸送機関のまひ等により移動が困難な会員については、当日の行事参加をやめさせるなど事故のないよう適切な措置を講ずるものとし、要すればPTA本部においてあらかじめ具体的な連絡をしておくこと。

- 2 PTA活動ならびに行事開始後に暴風警報が発令された場合
 - (1) 原則として、直ちにPTA活動ならびに行事を中止し、速やかに会員を帰宅させる。
 - (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発令等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる会員については、最も安全な場所に待避させる等適切な処置をとること。

- 3 暴風警報の地域的差違、行事開催場所のおかれている諸条件からみて前記によることがPTA活動上いちじるしく適当でない場合は1および2の定めにかかわらずPTA会長の判断によりその都度適切な処置を講ずるものとする。

- 4 高潮・波浪・大雨・洪水注意報又は警報が発令された場合も地域によっては前記1、2、3に準じて適切な処置を講ずるものとする。

- 5 水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川において、避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令された浸水想定区域に居住の会員が参加している場合も前記1、2、3、4に準じて適切な処置を講ずるものとする。